

年末調整説明会と 税に関する11月の催し

■年末調整説明会

▽市民会館Ⅱ 園菊川・豊田・豊浦・豊北町以外の方 回11月19日(水)午後1時30分～3時30分

▽アブニールⅡ 園菊川・豊田・豊浦・豊北町の方 回11月21日(金)午後1時30分～3時30分 ※申告は自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットでできる「e-Tax」を、納付は自宅やオフィスから納付可能な「ダイレクト納付」の利用を

■税に関する11月の催し
11月11日・17日は「税を考える週間」です。▽税に関する作品(中学生の作文・習字、小学生の絵はがきなどの展示) 回10月31日・11月7日/シモール下関2階、11月13日/20日/豊北総合支所・川棚公民館、11月15・16日/アブニール ▽税理士による税の無料相談 回11月4日(火)午前10時～午後4時/シモール下関2階



防災マップで土砂災害警戒 区域を確認しましょう

8月19日から20日にかけて、広島市北部は記録的豪雨に見舞われ、大規模な土砂災害が発生しました。下関市では市内全域にわたる土砂災害の危険性がある土砂災害警戒

区域や避難所などを示した「防災マップ」を全戸配布しています。持っていない方は防災安全課まで連絡を。

防災マップで、居住地域の土砂災害警戒区域を確認し、警戒区域内やその周辺にお住まいの方は、大雨の際にはくれぐれも警戒するとともに、少しでも危険を感じたら早めの避難を心掛けましょう。 防災安全課(☎231-9333)

市営長門町駐車場が 24時間入出場できます

10月1日から長門町駐車場が24時間入出場可能となりました。

回駐車料金Ⅱ最初の1時間100円、以降20分までごと100円、12時間までごとの上限料金600円

※回数券や定期駐車もあり、各駐車場に問い合わせを
回長門町駐車場(☎223-0411)、
回江町駐車場(☎232-2571)、
回間町駐車場(☎223-8737)

地籍図・地籍簿の閲覧について

国土調査法に基づき、平成25年度に地籍調査(一筆地調査)を実施した次の土地の地籍図原図と地籍簿案ができましたので、特に地権者の方は閲覧・確認してください。

回11月7日・27日 午前9時～午後5時 ※11月8・9日以外の土・日曜日、毎週月曜日は休み 回彦島公民館 回対象土地Ⅱ彦島弟子待町二丁目・三丁目、彦島向井町

一丁目・二丁目、彦島田の首町一丁目・二丁目 回印鑑
回都市計画課(☎231-1298)

路上駐車施設の社会実験

グリーンモール商店街の活性化を図るため、現在駐車禁止である市道上に駐車可能区間を4箇所設け、利用状況の調査を行います。 回11月1日～30日 午前9時～午後7時(23日を除く)
回道路路課(☎231-4035)

森林の立木伐採は届け出を

県の定める地域森林計画対象森林の立木を伐採するときは、森林法に基づき届け出が必要です。無断伐採は10万円以下の罰金に処せられます。



回森林所有者、伐採の権限を持つ方 ※伐採する人と所有者が違う場合、連名による届け出が必要
回伐採を始める90日前、30日前

回届出先Ⅱ農林整備課、各総合支所農林課・農林水産課 ※対象森林は届出先で確認でき、届出書類も配布。市ホームページからもダウンロード可
回農林整備課(☎231-1256)

満珠荘からのお知らせ

●「椿御膳」冬の味覚をあつめた季節限定ランチ 回12月31日(水)まで 回1650円(税込) ※1日限定30食 ※営業時間Ⅱ午前11

時30分～午後2時(オーダーストップ午後1時30分)
●忘新年会プラン 回11月1日～1月31日(12月29日・1月4日除く) 午後6時～9時 ※5人以上、3日前まで予約 回1人4500円(別途飲み放題Ⅱ男性2000円、女性1500円) 回電話で。▽忘新年会プランを利用すると特別料金で朝食付き宿泊ができますⅡ1泊朝食付特別料金:1人5440円 ※ホームページからは不可

●送迎サービスはじめました
宿泊・宴会を利用する方へ、満珠荘専用車(9人乗り)での送迎サービスを始めました。詳しくは電話で問い合わせください。
回満珠荘(☎222-1126)



●証明書コンビニ交付サービスをご利用ください

証明書コンビニ交付サービスとは、住民基本台帳カード(住基カード)を利用してコンビニエンスストアのマルチコピー機で証明書が取得できるサービスです。証明手数料は窓口より100円お得です。※住基カードは平成24年7月9日以降に発行された証明書自動交付サービス搭載の本市発行のものが必要 ※詳細は市ホームページで確認するか、問い合わせを



▽市内3箇所本庁、彦島支所、川

全国瞬時警報システム (Jアラート)の 全国一斉情報伝達訓練

訓練では、市内34カ所に設置してあるスピーカーから放送されます。 回11月28日(金)午前11時

回実施箇所Ⅱ各公民館、各総合支所、各河川敷(岡枝・大野)、宇賀児童館、豊浦勤労青少年ホーム、豊浦多世代交流センター、田

回耕農林漁家婦人活動促進センター、角島開発総合センター ※市ホームページのトップ画面にも訓練の緊急情報内容が約1分間表示されます ※訓練当日は、全国的に訓練が実施されます

回防災安全課(☎231-9333)

中支所)の証明書自動交付機は平成27年3月6日で廃止。早めにコンビニ交付対応の新しい住基カードへの切り替えを

回市民サービス課(☎231-1190)

木造住宅の無料耐震診断事業

回市内に対象住宅を所有の方(その他条件あり) 回対象住宅Ⅱ市内の昭和56年5月31日以前に在来軸組工法、枠組壁工法、伝統工法により着工された階数が3以下の木造一戸建て住宅(昭和56年6月1日以降に増築・耐震改修を行っていないもの) 回内容Ⅱ耐震診断員を

無料で派遣し、市が耐震診断を実施
 施 ▽募集件数残り3件程度先
 着順) ※耐震改修工事の補助制
 度もあり 田12月26日(金)までに、
 申請書に添付書類を添えて提出を。
 ※申請書は市ホームページかまちな
 なみ住環境整備課まで
 田まちなみ住環境整備課

(☎231-1941)

創業支援セミナー「倒産から学ぶ企業経営の極意！」

田創業予定者、創業後5年以内の方
 田11月14日(金)午後3時30分～6時
 田所下りルームシブ 田藤田悠久雄氏(中小機構経営支援アドバイザー)の講演、西中国信用金庫・日本政策金融公庫・中小機構からの説明、個別相談 ※詳細は日本政策金融公庫下関支店国民生活事業(☎222-6225)へ 田11月12日(水)までに、直接か電話で、日本政策金融公庫下関支店(☎222-6225)か西中国信用金庫(☎223-3630)へ。
 田産業立地・就業支援課

(☎231-1357)

中小企業年末特別融資

田市内の中小企業者・組合 田▽融資限度額Ⅱ企業800万円、1組合4800万円 ▽融資利率Ⅱ2.0% ▽取扱金融機関Ⅱ山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、商工組合中央金庫 田納税証明書(平成

25年度市・県民税か直近の法人市民税) 田12月30日(火)までに、各金融機関へ。
 田商工振興課(☎231-1220)

退職した方の生活の安定のために 県・市町退職者緊急対策資金

田次の全てに該当する方 ▽県内に居住している ▽退職時の事業所に1年以上勤続していた ▽離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者か、雇用保険受給資格者であった人で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32と34に限る)で、離職後1年以内 ▽借入申込時、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている ▽返済能力がある ※確認書類として雇用保険受給資格者証などの証明書が必要 田▽資金使途Ⅱ大学教育資金、住宅資金償還金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、一般生活資金 ▽貸付限度額Ⅱ70万円、150万円 ▽償還期間Ⅱ6年、10年以内 ▽貸付利率Ⅱ年1.0%別に保証料が必要 ▽保証人等Ⅱ連帯保証人1人申込人と別生計の方と一般社団法人日本労働者信用基金協会の債務保証を受けることが必要 田中国労働金庫ローンセンター下関(☎223-7777)へ。 ※審査あり
 田産業立地・就業支援課

(☎231-1310)

軽自動車税の税額が変わります

●原動機付自転車、二輪車等

車種	年税額		
	～平成26年度	平成27年度～	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
軽自動車二輪	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪小型自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	250cc超	4,000円	6,000円
	農耕用作業車	1,600円	2,400円
	その他のもの(リフトなど)	4,700円	5,900円

●軽四輪車等(二輪以上の軽自動車)

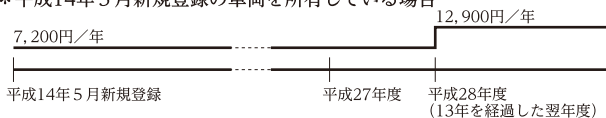
車種	年税額					
	旧税額	新税額	重課税額(13年経過)			
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪以上	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用			3,000円	3,800円	4,500円	

【平成27年度から】
 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから新税額が適用されます。最初の新規検査年月は自動車検査証の初度検査年月欄に記載されています。

【平成28年度から】
 その年の4月1日現在、最初の新規検査から13年を経過した車両には重課税額が適用されます。平成28年度に適用になるのは平成14年以前に新規検査を受けた車両です。※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車・被けん引自動車は、重課の対象となりません

【重課税率の例】

*平成14年5月新規登録の車両を所有している場合



*平成27年5月に新車に買い換えた場合



田資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課
 ▽菊川(☎287-4001) ▽豊田(☎766-2953)
 ▽豊浦(☎772-4012) ▽豊北(☎782-1918)

マークの見方

田…対象 田…日時 田…期間 田…場所 田…内容 田…講師 田…定員
 田…参加費など 田…持参する物 田…申込方法 田…共通事項 田…問合せ先